

農地環境整備事業（拡充）

1. 趣 旨

近年の農業農村を取り巻く社会情勢の急激な変化に伴い、耕作放棄地は急速な拡大傾向を示している。特に中山間地域においては、その傾向が顕著に見受けられ、周辺優良農地への悪影響が問題となっている。

このため、耕作放棄地及びこれが介在する周辺農地を対象として、土地利用の調整に関する計画を樹立し、長期的に営農の再開が見込めない耕作放棄地を含む区域（保全管理区域）と、今後とも営農を継続し土地の生産性の向上を図る農地の区域（生産区域）に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全と、優良農地の生産性の向上を図るための整備を行うものである。

2. 事業内容等

（1）事業内容

「農地環境整備計画」（市町村が作成）に即して作成される「農地環境整備事業実施計画」に基づき、生産基盤としての区画整理事業、農業用排水施設整備事業等とともに耕作放棄地を利活用した用地整備事業、市民農園整備事業等を一体的に実施

（2）整理・拡充の内容

国と地方の役割分担の見直し及び耕作放棄地対策の推進の観点から、事業種類を整理及び拡充

農村公園施設整備事業の廃止

生態系保全施設整備事業の整備内容の拡充

・鳥獣の農作物被害を防止するための誘導施設等の整備

3. 事業実施主体等

（1）事業実施主体：都道府県、市町村

（2）補助率：農林水産省・北海道55%、離島60%、
奄美70%、沖縄75%

4. 平成18年度概算決定額（平成17年度予算額）

980,000（1,137,000）千円

【担当課：農村振興局地域整備課 中山間整備事業推進室】